

令和6年7月

第136回丹波市議会臨時会

議員提出議案書

発議第 1 号

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 7 月 23 日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 小橋 昭彦

丹波市条例第 号

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員政治倫理条例（平成18年丹波市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(9) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。